（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第三十三条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に、「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三十四条　福島復興再生特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十八条の六第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」を「「第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

第八十九条の六第四項中「「第三号」を「「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号及び第五号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表八十一の項中「又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削り、同表八十三の項中「育児休業給付」を「育児休業等給付」に改め、同表百二十七の項中「による」の下に「妊婦のための支援給付、」を加え、「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十六条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第三項中「必要利用定員総数（同法第十九条第三号」を「必要利用定員総数（同号」に、「同条第二号」を「同法第十九条第二号」に改める。

（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第三十七条　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」を「「同項第三号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正）

第三十八条　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」を「「同項第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号及び第五号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改める。

（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第三十九条　令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」を「「第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に、「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（令和七年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第四十条　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改め、同条第四項中「「第三号」を「「第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」とあるのは「第九十九条第二項第四号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第四十一条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二号中「及び附則第二条第八項」を削る。

（国立健康危機管理研究機構法の一部改正）

第四十二条　国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」、「又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）」及び「又は特例給付」を削り、「同法第七条第一項」を「同項」に改め、「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条のうち、雇用保険法第六十一条の四第四項の改正規定中「加える」を「加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める」に改め、同法第六十一条の七第六項の改正規定及び同法第六十一条の八第四項の改正規定中「加え」の下に「、「あるのは、」を「あるのは」に改め」を加え、同条の改正規定の次に次のように加える。

第六十一条の十第四項中「第十四条」の下に「（第二項第三号を除く。）」を加え、同条第六項中「ついては」の下に「、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第六十一条の十二第三項中「第十四条」の下に「（第二項第三号を除く。）」を加え、同条第五項中「休業を」を「休業及び教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる休暇の取得を」に改め、同条第七項中「ついては」の下に「、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第六条のうち、特別会計に関する法律第百一条第二項の改正規定中「教育訓練給付及び」に改め、同法第百二条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第百五条中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第百二十三条の七第二項中「第六十六条第一項第四号」を「第六十六条第一項第五号」に改める。

第六条のうち特別会計に関する法律附則第二十条の二の改正規定中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号」を「第一項第五号」に、「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第四号から第六号まで」に、「及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

附則第一条第三号中「第百一条第二項」の下に「、第百五条及び第百二十三条の七第二項」を加え、「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号」を「第一項第五号」に、「第一項第三号から第五号まで」に、「及び第六号」を「」及び」を「」並びに」に改める。

附則第十四条中「育児休業給付」を「育児休業等給付」に改める。